

本庁舎自家用電気工作物保安管理業務仕様書

この仕様書は、本庁舎自家用電気工作物保安管理業務について必要な事項を定めるものとする。

以下、下関市を「甲」本業務の受注者を「乙」とする。

1 業務内容

乙は、電気事業法第42条第1項に定める事業用電気工作物の維持及び運用に関する保安の監督に関わる業務を保安規程その他関係法令に基づき実施する。

(ア) 月次点検

主として設備を運転した状態で行う点検、測定及び試験で、毎月1回行う。

(イ) 年次点検

主として設備を停止した状態で行う精密な点検、測定及び試験で、年1回、甲が指定した日に行う。

(ウ) 臨時点検

異常が発生した場合、発生する恐れがある場合の原因究明、点検、測定及び試験を行う。

(エ) 実施要領及び実施方法

別紙2「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書」及び別紙3「巡視、点検、測定及び試験の基準」に基づき実施する。

(オ) 報告

乙は、(ア) から (ウ) の点検に際し、報告書を提出する。

また、監督省庁に届出をしたときは、届出書類の写しを甲に提出する。

2 履行場所

下関市南部町1番1号

下関市役所本庁舎

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 設備概要

① 需要設備

設備容量 4, 600 kVA

最大電力 1, 945 kW

受電電圧 6, 600 V

② 発電設備

種類 非常用予備

電圧 6, 600 V

容量 1, 000 kVA

③ 太陽光発電設備

発電出力 14.7 kW (屋上 10.0 4階 4.7)

5 その他

- (1) 契約締結後、乙は必要に応じて、中国四国産業保安監督部長宛に保安管理業務外部委託承認申請書および保安規定届出書を提出するものとする。(電気事業法第42条第2項、電気事業法施行規則第53条)
- (2) (1)の申請が電気主任技術者の外部委託の承認に関する審査基準「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)20130107商局第2号平成25年1月28日」に適合しない等の理由により、承認を得られなかった場合、又は取り消しになった場合において、甲は契約を解除できるものとする。
- (3) 乙は、緊急時等の対応として、365日24時間対応可能な連絡体制を整備し、当該施設まで1時間以内に来庁し、対応すること。
- (4) 本仕様書に定める甲への報告書等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具(鉛筆、消せるボールペン等)を使用しないこと。
- (5) 別紙4特記仕様書(環境編簡易)および別紙5下関市暴力団排除条例による特記事項の内容を遵守すること。